

気象庁同時発表

平成 25 年 10 月 18 日 水管理·国土保全局砂防部 気 象 庁

平成 25 年台風第 26 号に伴う土砂災害発生後の 土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

平成 25 年台風第 26 号に伴う豪雨により発生した大規模な土砂災害を考慮し、東京都大島町については、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

平成 25 年台風第 26 号に伴う豪雨により、東京都大島町においては大規模な土砂災害が発生しており、山腹に土砂が堆積しているなど、通常より土砂災害の危険性が高いと考えられます。

このため、当分の間、東京都砂防部局と気象庁予報部が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

対象:東京都

暫定基準:通常基準の8割 暫定基準を設ける市町村:大島町

なお、引き続き降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

課長補佐 山越隆雄(内線36-152)

代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8468

FAX 03-5253-1610

気象庁予報部予報課気象防災推進室

室長 松村崇行(内線3125)

代表 03-3212-8341

FAX 03-3211-8303